

子どものケータイ大人の責任!

青少年に対し、以下の方法で当該青少年に関する児童ポルノなどの提供を求めた場合、30万円以下の罰金がかかります。(平成31年4月1日施行)

- 青少年に拒まれたにもかかわらず求める
- 青少年を脅したり、だましたり、困惑させた
- 青少年に対し対価(お金や物など)を供与し、またはその供与の約束をする

携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が義務づけられました。(平成31年4月1日施行)

- 携帯電話会社とその契約代理店(以下「携帯電話会社等」)は、青少年または保護者に対し、有言情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性内容などについて説明し、説明書を交付する
- 携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない保護者は、携帯電話会社等に対し理由書を提出する
- 携帯電話会社等は、上記理由書またはその写しなどを保存する

フィルタリングサービスを利用しましょう!

フィルタリングで防げる被害があります。どのサイトを登録するかはきちんと話し合います。スマートフォンの場合、携帯電話回線以外にも無線 LAN 回線によるインターネット接続が可能のため、携帯電話回線上のフィルタリングサービスに加えて、スマートフォン自体にフィルタリングソフトやアプリのインストールが必要で、

docomo

あんしん
フィルタ-

au

SoftBank



Y! mobile

Rakuten
Mobile

あんしん
コントロール
by i-フィルター

(ドコモの携帯電話)局番なし 151 (一般電話)0120-800-000 (受付時間)午前9時~午後8時(年中無休)	(auの携帯電話)局番なし 157 (一般電話)0077-7-111 (受付時間)午前9時~午後8時(年中無休)	(ソフトバンクの携帯電話)局番なし 157 (一般電話)0800-919-0157 (受付時間)午前10時~午後7時(年中無休)	(ワイモバイルの携帯電話)局番なし 151 (他社携帯・一般電話)0570-039-151 (受付時間)午前10時~午後7時(年中無休)	(楽天モバイルの携帯電話)050-5434-4653 (一般電話)0800-805-0090 (受付時間)午前9時~午後8時(年中無休)
---	--	--	--	--

困ったとき、トラブルが起きたときは、
早めの相談を心がけましょう。

相談内容

相談機関名・連絡先

警察安全相談 (ストーカー、虐待、 振り込め詐欺等)	福島県警察安全相談室 [福島県 警察安全相談室] [検索] TEL 024-525-8055 または #9110(フジテレビ回線のみ) 月~金 9時~17時(祝日・年末年始除く)
買い物取引を めぐるトラブル等 について	福島県消費生活センター [福島県 消費生活課] [検索] TEL 024-521-0999 月~金 9時~18時30分(祝日・年末年始除く) 第4日曜 9時~16時30分
迷惑メールに ついて(広告・ 宣伝目的のみ)	一般財団法人日本データ通信協会「迷惑メール相談センター」 TEL 03-5974-0068 [迷惑メール相談センター] [検索] 平日 10時~12時、13時~17時(祝日・年末年始除く)
インターネット上の違法 有言情報の通報窓口	インターネット・ホットラインセンター http://www.internethotline.jp/

ひとりで悩まず相談を!

相談案内

相談は無料です。秘密も厳守されます。

学校教育、いじめ、不登校など

ふくしま24時間子どもSOS (福島県教育委員会)	フューダイヤル 0120-916-024 (24時間受付)
ダイヤルSOS (福島県教育センター)	フューダイヤル 0120-453-141 (祝日・年末年始除く)

子どもの虐待・養育・障がい・非行・性格等児童の福祉に関するあらゆる相談

福島県児童相談所 中央児童相談所 県中児童相談所 ・白河相談室 ・会津児童相談所 ・南会津相談室 ・南会津相談所 ・南相馬相談室	TEL 024-534-5101 TEL 024-935-0611 TEL 0248-22-5648 TEL 0242-23-1400 TEL 0241-63-0309 TEL 0246-28-3346 TEL 0244-26-1135	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始除く)
児童相談所 虐待対応ダイヤル 189 (いちはや)		月~金 10:00~17:00 (祝日・年末年始除く)

いじめ110番

(県警察本部) フューダイヤル 0120-795-110 月~金 9:00~17:00 (祝日・年末年始除く)	ヤングテレホン (県警察本部) TEL 024-525-8060 月~金 9:00~17:00 (祝日・年末年始除く)
---	---

ふるさと福島就職情報センター

福島県窓口 (ジョブカフェふくしま)	TEL 024-525-0047 月~土 10:00~19:00
-----------------------	-------------------------------------

ふくしま生活・就職応援センター

郡山事務所 白河事務所 会津若松事務所 南相馬事務所 いわき事務所 富岡事務所	TEL 024-925-0811 TEL 0248-27-0041 TEL 0242-27-8258 TEL 0244-23-1239 TEL 0246-25-7131 TEL 0240-23-7880	月~土 10:00~19:00 月~土 10:00~19:00 月~土 10:00~19:00 月~土 10:00~19:00 月~土 10:00~19:00 月~金 9:00~17:00
--	--	---

福島県ひきこもり相談支援センター

TEL 024-539-8883 [福島県 ひきこもり] [検索] 火~土 9:30~17:30(祝日・年末年始除く)
--

福島いのちの電話

TEL 024-536-4343 毎日 10:00~22:00 (第3土曜は午前10時から翌朝10時までの24時間相談)

青少年健全育成 県民総ぐるみ運動

令和4年7月1日~8月31日

生かそう、きずな。
未来のために!

福島県では、令和4年4月からスタートした福島県総合計画に掲げる基本目標「やさしさ、すてやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」の達成に向け、次世代を担う青少年から身ともに健やかに成長できるよう、家庭・学校・職場・地域で実践する、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を進めていきます。

運動目標

- 地域のきずなを強め、
青少年の社会参加を進めよう。
- 青少年の心の痛みを理解しよう。
- 家族みんなで明るい家庭をつくろう。
- 力を合わせて明るい地域社会をつくろう。
- 声かけ合って青少年を事故から守ろう。
- みんなの力で青少年の非行をなくそう。

主催 福島県青少年健全育成推進本部

(福島県・福島県教育委員会・福島県警察本部)
市町村・市町村教育委員会・福島県青少年育成県民会議・
青少年育成市町村民会議・福島県私学団体総連合会・
福島県PTA連合会・福島県高等学校PTA連合会・
その他関係機関・団体



明日の福島を担う青少年を健全に育成するために

地域ぐるみで

- * 地域の行事やボランティア活動に参加しよう。
- * 一声かける「あいさつ運動」を広げよう。
- * ひとの子も愛情をもって見守ろう。

子どもに公共のルールやマナーをしっかりと教えよう!!

大人が変われば子どもも変わる

家庭では

- * 家族でゆっくり語り合える時間を持つ。
- * 家庭での役割を決め、実行しよう。



令和3年度「家庭の日」絵画・ポスター部門
小学校1・2年生の部 絵画最優秀賞
「みんなでじゃがいもほり」
菊池 響子さん(西郷村)

「ふくしま新生子ども夢プラン」R2～R6年度
夢に向かってチャレンジする意欲と創造力に
あふれ、たくましく生き抜く力を持つ
青少年を地域の力ではぐくみます

青少年の育成は県民一人一人のあたたがい思いやりから!

青少年を非行・犯罪被害や交通事故から守るために

携帯電話・スマートフォンには
フィルタリングサービス
を利用しよう

しない・させない!
出会い系サイトへの
アクセス

有害図書類を
「見せない!」
「買わせない!」

青少年の
メディアリテラシーを
向上させよう!

深夜外出を
させない!!

道路などの身近な
危険箇所を把握して
交通安全意識を高めよう

SNSに起因する
犯罪被害、トラブルの
危険性を伝えよう

ダメ・ゼツタイ!!
薬物乱用

未成年者には
飲酒・喫煙を
させない

青少年の深夜外出について

福島県青少年健全育成条例では、「午後10時から翌日の午前5時まで(深夜)」の青少年の外出に、次のような制限を設けています。

- ① **保護者は**、特別の事情がある場合のほか深夜に青少年を外出させないよう努めなければなりません。
 - ② **すべての人は**、保護者の委託や同意を得て、またはその他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出したり同伴させたり、とどまらせたりしてはなりません。
 - ③ **【違反すると、30万円以下の罰金】**
コンビニなど深夜に営業を営む人(従業員等含む)は、特別の事情なく深夜にその営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。
 - ④ **カラオケボックスやインターネットカフェなど遊技営業等を営む人(従業員等含む)は**、深夜にその営業の場所に青少年を客として立ち入らせてはなりません。
- 【違反すると、30万円以下の罰金】
また、その営業の場所の見やすい箇所に、深夜における青少年の立ち入りを禁止する旨を掲示しなければなりません。
- 【掲示命令に違反すると、10万円以下の罰金】

青少年が夜間に外出し、犯罪の被害者、加害者となるケースが後を絶ちません。青少年を犯罪の被害者、加害者にしないために夜間も外出をさせないように努めましょう。

夏休みを健全に楽しくすごせるよう
次の運動が実施されます。

- ◆「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 (7月：内閣府)
- ◆「社会を明るくする運動」 (7月：法務省)
- ◆「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」
(7/16～7/25：福島県・福島県交通対策協議会)
- ◆「ダメ・ゼツタイ普及運動」 (6/20～7/19：厚生労働省・福島県)

少年センター

(非行防止の拠点として補導活動等を行っています。)

福島市青少年センター	福島市宮下町1-15	TEL 024-535-7310
会津若松市少年センター	会津若松市追手町2-41	TEL 0242-39-1304
郡山市少年センター	郡山市清水台1-6-1	TEL 024-922-1162
いわき市少年センター	いわき市平字堂根町4-8	TEL 0246-22-7558
白河市少年センター	白河市八幡小路7-1	TEL 0248-22-1111
須賀川市少年センター	須賀川市八幡町135	TEL 0248-88-9173
喜多方市少年センター	喜多方市字御清水東7244-2	TEL 0241-24-5318
相馬市少年センター	相馬市中村字北町63-3	TEL 0244-37-2187
二本松市少年センター	二本松市檀戸1-92	TEL 0243-62-7066
南相馬市少年センター	南相馬市原町区本町2-27	TEL 0244-24-5407